

人事院契約監視委員会 第20回会議 議事概要

○ 開催日時

平成30年1月24日（水）13:55～15:50

○ 場 所

人事院本院（中央合同庁舎第5号館別館）第二特別会議室

○ 人事院契約監視委員会（敬称略）

委員長 田邊國昭（東京大学大学院法学政治学研究科
東京大学公共政策大学院教授）

委 員 工藤裕子（中央大学法学部教授）
小林 覚（小林覚法律事務所弁護士）

○ 議事概要

1 平成29年度上半期に人事院が締結した契約の審査

(1) 平成29年度上半期の契約案件に係る概況の報告

事務局から、平成29年度上半期の契約案件（全124件）に関し、一般競争契約（45件）、競争性のある随意契約（企画競争・公募）（21件）、競争性のない随意契約（58件）の別に、入札その他の契約手続の概況等が報告された。

報告に関し、概要次のとおり、委員からの意見・質問が提示され、事務局から回答・説明が行われた上で、委員会の意見として特に問題なしとされた。

委員の意見・質問	担当部局の回答・説明
<ul style="list-style-type: none">「平成29年版 服務・勤務時間・休暇関係法令集」は電子入札と公告したにもかかわらず、紙入札のみであったとのことだが、同じく電子入札とした「ソフトウェア更新ライセンスの調達」はどのような結果だったのか。	<ul style="list-style-type: none">応札は7者からあり、その内訳は電子入札機能を利用した者が3者、紙による入札が4者であった。このように電子入札と紙入札が混在すると、開札時に紙による入札の情報を電子調達システムに入力する作業が必要となり、時間を要する。
<ul style="list-style-type: none">入札参加者の全てが電子入札を行わないと事務担当者の負担が増えるのが実態である。電子入札は電子による入札しか受け付けないことができないのであれば、電子入札に馴染まない案件まで対象とするのが果たして良いことなのか検討する必要があるのではないか。	<ul style="list-style-type: none">当院の契約の相手方は小規模な業者が多いため、電子入札の推進は難しい状況にあると考える。

(2) 個別契約案件の審査

これらの契約案件の中から委員長提案に基づき①から④までの4件を対象として取り上げることが決定され、各案件について、契約の内容、手続等に関する事務局及び各調達原課の説明を聴取し、概要記載のような質疑を経て、委員会の結論として特に問題ないとして了承された。

なお、委員会からの意見具申及び勧告は特になかった。

〔不落随意契約〕

① 契約件名 : 「給与等関係資料」の印刷・製本

契約相手方 : 株式会社ハップ

契約金額 : 2,809,745 円

契約日 : 平成29年7月21日

担当部局 : 会計課

委員の意見・質問	担当部局の回答・説明
<ul style="list-style-type: none">入札時期を早めることはできないのか。	<ul style="list-style-type: none">例年の案件であるが、人事院勧告資料の印刷という業務の特殊性として、発注期限ぎりぎりまで原稿枚数や印刷部数が確定しないという事情があり、これ以上入札時期を早めることはできない。
<ul style="list-style-type: none">入札説明書入手した業者が13者あるにもかかわらず、応札者が1者しかない理由についてはどう考えているのか。	<ul style="list-style-type: none">本件業務の特殊性から、仕様書における要求内容に厳しいものがあるということが考えられる。

(結論) 委員会の意見としては特に問題なしとするが、工夫の余地があるのであれば、努力していただきたい。

〔1者応札〕

② 契約件名 : 業務用モバイルパーソナルコンピュータ等の購入

契約相手方 : ネットワンシステムズ株式会社

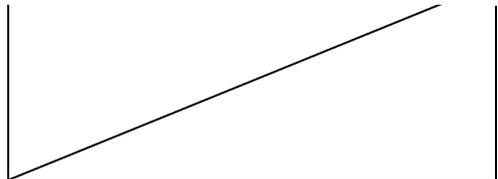
契約金額 : 3,240,000円

契約日 : 平成29年7月3日

担当部局 : 会計課

委員の意見・質問	担当部局の回答・説明
<ul style="list-style-type: none">「9台・300万円」の調達というところに人事院の調達の特色が現れている。数十台以上の規模であれば大手企業が、1、2台であれば小規模業者が集まると考えられるが、この調達内容は中途半端と言える。	

- 例えば、全国に点在する省庁が地区ごとにこの種の調達を共同で行うことはできないのか。そうすることで地元企業の参入も考えられるのではないか。



(結論) 委員会の意見としては特に問題なしとするが、入札者が増えるように調達数の規模などについて考えてもらい、1者応札の解消に努力していただきたい。

〔1者応札〕

- ③ 契約件名 : 人事院公務員研修所宿泊棟宿泊室内清掃等業務の委託
 契約相手方 : 株式会社国土信和
 契約金額 : 4,849,200円
 契約日 : 平成29年4月3日
 担当部局 : 会計課

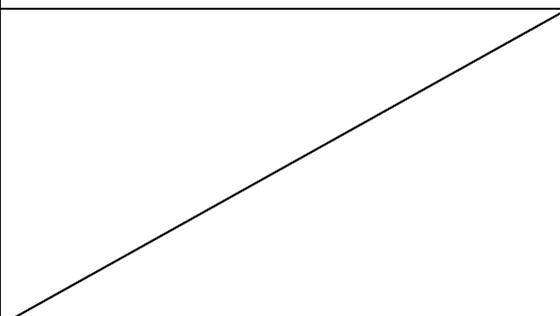
委員の意見・質問	担当部局の回答・説明
<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度から平成27年度までは同じ業者が落札していたところ、平成28・29年度はそれぞれ業者が替わっているが、仕様の変更などを行ったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 仕様は変更していない。本調達は月ごとの業務量の変動に対応した不安定な人員配置が求められるため、要員の確保が入札金額決定の要因となっている。
<ul style="list-style-type: none"> 本件のような調達については、価格が安価なことだけではなく、業務の遂行状況に対してもチェックする必要があると思う。 	

(結論) 委員会の意見としては特に問題なしとするが、様子を見ながら、工夫でできることがあれば1者応札の解消に努力していただきたい。

〔低入札価格調査制度〕

- ④ 契約件名 : 人事院ネットワークシステム再構築に係る調達仕様書作成等に関するコンサルティング業務
 契約相手方 : グラビス・アーキテクト株式会社
 契約金額 : 11,000,000円
 契約日 : 平成29年5月15日
 担当部局 : 総務課情報管理室

委員の意見・質問	担当部局の回答・説明
<ul style="list-style-type: none"> 本件業務はコンサルティングであり単純な積算ではないのかもしれないが、参考見積の金額にかなりの幅があるのはなぜなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 見積額は人件費によるもの。各会社で人材のレベルに応じて単価が決まっている中で、派遣する人材のクラスによって見積額が左右されることによるものと考えている。

<ul style="list-style-type: none"> 本件については、人件費を低く抑えられた会社が強かったということだろうと思われる。この会社の実績を見たところ、数はあるが小規模な案件が多いので、実績として一つ大きな案件を受注しなかったのではないか。 	
<ul style="list-style-type: none"> これまでに低入札価格として事後調査を行った結果、契約相手方とすることを見送った事例はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> そもそも低入札価格調査制度対象となる案件自体数は少ないが、承知する限りでは、調査の結果契約を見送ったという事例はない。

(結論) 委員会の意見としては特に問題なしとする。

2 「平成29年度人事院調達改善計画」の自己評価結果(上半期)

事務局から第18回契約監視委員会です承された「平成29年度人事院調達改善計画」の達成状況に関する自己評価結果(上半期)^(※)について説明し、了承された。

(※) 人事院ホームページ「平成29年度人事院調達改善計画の自己評価結果(上半期)」に掲載

3 「平成30年度人事院調達改善計画(案)」

事務局から「平成30年度人事院調達改善計画(案)」^(※※)について説明し、了承された。

(※※) 人事院ホームページ「平成30年度人事院調達改善計画」に掲載

以 上